6　自動車安全特別会計関係
改正法により、社会資本整備事業特別会計が廃止され、空港整備事業等に関する経理を平成二六年四月一日から借入金償還年度の末日までの間、自動車安全特別会計において行うこととなることに伴い、政令委任事項を規定し、所要の規定を整備することとした。（特別会計に関する法律施行令改正後附則第八九条の二～第八九条の八関係）
7　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第九三号）（文部科学省）
1　休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げるとともに、これに伴う所要の改正を行うこととした。
2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（政令第九四号）（文部科学省）
1　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第六二号）の一部の施行に伴い、私立学校教職員共済法施行令について所要の規定の整備を行うこととした。
2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（政令第九五号）（農林水産省）
1　青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令の廃止
青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令は、廃止することとした。（第一条関係）
2　関係政令の整備
農業経営基盤強化促進法施行令その他の関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第二条～第一四条関係）
3　経過措置
農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）による改正後の農地法に基づき義務付けられる農地台帳等の作成又は公表について、改正法の施行の日から平成二七年三月三一日までの間は、作成又は公表することができることとし、所要の読替規定を設けることとした。（第一五条関係）
4　施行期日等
㈠　その他所要の経過措置を設けることとした。（附則第二条～第七条関係）
㈡　この政令は、改正法の施行の日（平成二六年四月一日）から施行することとした。

◇健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第九六号）（厚生労働省）
1　健康保険法等の一部を改正する法律による改正前の老人保健法の規定による医療等に要した費用に係る保険者の負担について、所要の規定の整備を行うこととした。
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第九七号）（厚生労働省）
1　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下「年金機能強化法」という。）の施行の際現に年金機能強化法による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚年法」という。）により支給が停止されている夫に対する遺族厚生年金については、改正前厚年法の規定は、なおその効力を有することとした。（附則第二項関係）
2　1の場合において、夫の遺族厚生年金の支給が停止されている間は、子に対する遺族厚生年金の支給は停止しないこととした。（附則第三項関係）
3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国家戦略特別区域法の一部の施行期日を定める政令（政令第九八号）（内閣府本府）
国家戦略特別区域法（平成二五年法律第一〇七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二六年四月一日とすることとした。

◇国家戦略特別区域法施行令（政令第九九号）（内閣府本府）
1　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第七条第二項の政令で定める方法は、公募とし、特定事業を実施すると見込まれる者の数が公募を行う必要がないと認められる程度に少数であるとき等においては、公募をしないで国家戦略特別区域会議の構成員として加える者を選定することができるもの等とすることとした。（第一条関係）
2　法第一〇条第三項の規定により構造改革特別区域法第四章の規定を適用する場合における構造改革特別区域法施行令の規定の適用に関する読替えについて定めることとした。（第二条関係）
3　法第一三条第一項の政令で定める要件として、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する施設であって賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき使用させるものの所在地が国家戦略特別区域にあること等を定めることとした。（第三条関係）
4　法第一四条第一項の政令で定める申請は、国家戦略特別区域高度医療提供事業に係る必要な病床を含む医療法第七条第一項の規定による病院の開設の許可若しくは同条第二項の規定による病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は同条第三項の規定による診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請とすることとした。（第四条関係）
5　法第一七条第一項の政令で定める施設等として、広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するものであること等を定めることとした。（第五条関係）
6　法第一七条第一項第二号の政令で定める基準は、5に掲げる施設等について、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該施設等を設けたときに歩行者等が通行することができる部分の一方の側の幅員が、道路構造令に規定する歩道等の幅員を確保したものであること等とした。（第六条関係）
7　国家戦略特別区域会議は、法第二〇条第三項の規定により同項に規定する事業計画等を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、縦覧の開始の日、縦覧の場所及び縦覧の時間を公告しなければならないこととした。（第七条関係）
8　法第二三条第一項の規定によりあったものとみなされる認可又は承認は、国家戦略都市計画施設整備事業の実施主体ごとに、当該実施主体が都市計画事業を施行する場合において受けることとなる認可又は承認とすることとした。（第八条関係）
9　7の規定は、法第二四条第三項の規定により同項に規定する事業計画等を公衆の縦覧に供しようとする場合について準用することとした。（第九条関係）
10　この政令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二六年四月一日）から施行することとした。

◇平成二十六年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（政令第一〇〇号）（厚生労働省）
1　調整対象給付費等に係る率
前期高齢者給付費等が著しく高い保険者について前期高齢者加入率による調整の対象から除外する部分を算定する際の基準となる率を一〇〇分の一五二とすることとした。（第一条関係）
2　前期高齢者加入率の下限割合
前期高齢者加入率が全国平均よりも著しく低い保険者の前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の算定に係る前期高齢者加入率の下限となる割合を一〇〇分の一とすることとした。（第二条関係）
3　負担調整基準率
前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる率を、一〇〇分の五〇とすることとした。（第三条関係）
4　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。